

平成29年度 指定障害福祉サービス事業者等 に係る集団指導(居住系サービス)

次 第

開催日 平成30年3月22日(木)
場 所 旭川市宮前1条3丁目3番7号
旭川市障害者福祉センター
おびった 2階「会議室1」

《 受付開始 9:10 》

- 1 開 会 (9:30)
- 2 旭川市福祉保険部障害福祉課からのお知らせ
 - (1) 平成30年度 報酬改定の概要
 - (2) 給付費等にかかる審査支払事務の見直しについて
- 3 介護給付費等算定に係る体制届について
- 4 非常災害対策について
- 5 指導事例
- 6 留意点
 - (1) 処遇改善加算の算定に係る留意点について
 - (2) 定員の遵守について
 - (3) 住居・居室の届出について
 - (4) 利用者の金銭管理について
 - (5) その他
- 7 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について
- 8 質疑応答
- 9 閉 会 (12:00)

【問合せ先】

旭川市福祉保険部

指導監査課(障がい担当)

Tel : 0166-26-1111 (内5118, 5129)

E-mail: shido-syougai@city.asahikawa.lg.jp

介護給付費等算定に係る体制届について

1 届出書作成にあたっての注意点

ア 様式の確認

様式や添付書類は必要に応じて随時変更しています。かならず最新の様式や添付書類を確認の上、届け出て下さい。

イ 添付書類等の省略

平成29年度から、これまで添付を求めていた加算の算定要件を満たすことが確認できる書類を省略していますが、平成30年度においても引き続き、各事業所で確認すべきものは省略することとしています。

添付を求めている書類があった場合、原則返却します。

ウ 各書類間の整合性

実地指導時に、体制届提出時に届け出た添付書類の内容と、他の書類とが整合していない例が散見されます。

加算算定にあたっては、たとえば、勤務形態一覧表・雇用証明書・労働条件通知書・給与台帳・・・など各書類間で相互に矛盾がないよう確認した上で提出してください。



2 提出期限

提出期限までに受理されない場合、年度当初から取得しようとする加算が算定できなくなるので、提出期限厳守をお願いします。

なお、提出時に、届出書類の要件の確認を行うため、窓口が混雑しお待たせする場合があります。来庁順に対応しますが、事前に来庁時間をお知らせいただくと、その時間帯に優先的に審査しますので、事前の連絡をおすすめします。

3 居住系を中心とした体制届算定にあたっての注意点

ア 常勤・非常勤の区別

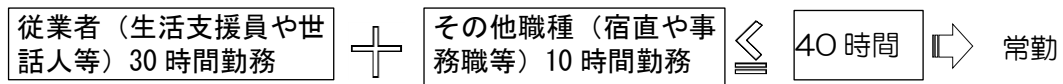
常勤とは、指定基準上必要とされる従業者が、事業所において定めている常勤時間に達していることをいいます（以下の例では、事業所では週 40 時間勤務であると定めています）。

具体的に指定基準上必要な従業者とは・・・

サービス	従業者			
施設入所支援	サビ管	生活支援員		
療養介護			医師	看護職員
宿泊型自立訓練			地域移行支援員	
グループホーム			世話人	

これに対して、加算の関係上や事業所の業務遂行上必要なその他職種（夜間支援従事者・宿直、栄養士、施設入所支援における看護師等々）は常勤換算に含めることができません。

（例）



したがって、上記例の場合、「従業者」と「その他の職種」に従事する勤務時間を合算すると、常勤者が勤務すべき時間（40 時間）に達しますが、それぞれの職種で考えると両方とも「非常勤」となります。

普段の業務ではあまり意識することはありませんが、福祉専門職員配置等加算などを算定するときは、常勤職員の員数に左右される場合があります。

イ 勤務形態の雇用証明書への反映

雇用証明書は、事業者が、指導監査課に対して、事業所等に指定上あるいは加算算定上必要な職員を適切に配置していることを証明するための書面です。

指導監査課では、勤務形態一覧表で、加算算定等に必要な職員が必要な時間分配置されているのかといった体制を、事業者からの雇用証明書をもって確認しています。

このため、勤務形態一覧表と齟齬がないよう、また、指定要件や加算要件を満たしているか特定できる程度の内容の雇用証明書の作成をお願いします。

改善前

被雇用者 氏名	提供するサービス名	勤務形態	備考
	従事する職種	勤務時間	
草津一郎	施設入所・生活介護	非常勤・専従	夜間は交代勤務
	生活支援員	9時～6時	
熱海二郎	共同生活援助	常勤・専従	宿直業務あり
	世話人	1日8時間勤務	

改善後



指定基準や加算要件を満たしている
か特定出来る程度に具体的に・・・

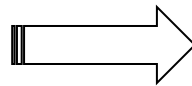
被雇用者 氏名	提供するサービス名	勤務形態	備考
	従事する職種	勤務時間	
草津一郎	施設入所・生活介護	非常勤・専従	④週3日×8時間/日 ⑤シフトにより週1 程度
	生活支援員	④9時～17時 ⑤17時～6時	
熱海二郎	共同生活援助	常勤・専従	宿直(22:00～6:00) 週1回あり
	世話人	6:00～10:00 16:00～20:00	

ウ 同一人が複数職務を掛け持ちする場合

障害者支援施設やグループホームなどで、同一職員が連続して複数の職務に携わっている場合、勤務形態一覧表や雇用証明書で区分するだけでなく、事業所における出勤簿等で区分できているか、相互の職務の実質的な違いを事業所（や職員）が認識できているか把握しておいてください。



生活支援員（夕方）

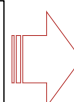


世話人（夜間）

エ 夜間支援等体制加算算定時の宿直と夜勤の区分を明確に

労働条件通知書などに記載されている労働時間から、宿直に該当すると思われるのに、夜勤として届け出ている例があります。

- ・雇用契約書で、「夜勤」一回あたり休憩時間が2時間以上ある。
- ・世話人等として常勤で配置されている。



この場合、「夜勤」ではなく「宿直」の可能性がります。

平成29年度 非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について

サービス種類等	施設・事業所数	非常災害対策計画策定状況 (予定含む)	非常災害対策計画策定率	計画に設定している具体的な項目										具体的な項目を全て網羅している施設・事業所数	全網羅率	全て網羅している施設・事業所のうちH28年度で指導している事業所数	指導なしでの全網羅率	訓練実施状況	訓練実施率
				立地条件	情報入手	通信手段	判断基準	避難場所	避難経路	避難方法	人員体制	連携体制							

障害者支援施設	7	7	100.0%		2	3	3	1	3	3	3		4	57.1%	0	57.1%	7	100.0%
短期入所	13	13	100.0%	3	2	4	5	2	7	6	4		6	46.2%	0	46.2%	11	84.6%
療養介護	1	1	100.0%						1				0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
共同生活援助	15	15	100.0%	5	2	6	6	3	6	6	7	6	3	20.0%	0	20.0%	6	40.0%
居住・宿泊系	36	36	100.0%	8	6	13	14	6	17	15	14	6	13	36.1%	0	36.1%	25	69.4%
生活介護	14	14	100.0%	2	3	1	4	1	6	4	4	1	8	57.1%	2	42.9%	13	92.9%
自立訓練（生活訓練）	2	2	100.0%		1	1	1	1	1	1	1	1	1	50.0%	1	0.0%	2	100.0%
就労移行支援	12	12	100.0%	1	1		2	1	2	3	1		5	41.7%	2	25.0%	11	91.7%
就労継続支援A型	8	8	100.0%	2	2	2	2	2	3	3	1	1	5	62.5%	3	25.0%	8	100.0%
就労継続支援B型	31	31	100.0%	7	4	5	10	5	14	14	8	4	12	38.7%	7	16.1%	25	80.6%
日中活動系	67	67	100.0%	12	11	9	19	9	26	25	14	7	31	46.3%	15	23.9%	59	88.1%

合計	103	103	100.0%	20	17	22	33	15	43	40	28	13	44	42.7%	15	28.2%	84	81.6%
----	-----	-----	--------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-------	----	-------	----	-------

非常災害計画策定項目

事業所等の設置場所における立地条件（地形、ハザードマップ）は、計画に明記されていますか。
災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等）は、計画に定められていますか。
災害時の連絡先（自治体、家族、職員 等）及び通信手段の確認は、計画に定められていますか。
避難を開始する時期や判断基準（避難準備情報発令」時 等）は、計画に定められていますか。
避難場所（旭川市が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）は、計画に定められていますか。
避難経路（避難場所までのルート（複数）や所要時間 等）は、計画に定められていますか。
避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）は、計画に定められていますか。
災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）は、計画に定められていますか。
関係機関との連携体制は、計画に定められていますか。

参考資料

厚生労働省：障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/sidou1/d055598_d/fil/tuuti_20160909_g_data01.pdf

北海道から「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>

平成２９年度の指導事例（居住系サービス）

- 勤務表が適切に作成されていない。
- 従業者への給与の未払いがある。

- ① 同一法人内で複数の事業所、同一事業所内で複数の職種を兼務している従業者について、それぞれに従事している時間が不明確だった。
- ② 月ごとに勤務表が作成されていたが、次の点について不備があった。
 - ア 日々の勤務時間の記載がなかった。
 - イ 職務の内容の記載がなかった。
 - ウ 管理者やサービス管理責任者の兼務関係が明らかになっていなかった。
 - エ 勤務予定表が作成されていたが、実績としての勤務表が未作成であった。
- ③ 労働の対価としての最低賃金を下回っている従業者が配置されていたが、このことは、事業所の従業者によってサービスを提供したことにはならない（ボランティアがサービスを提供したとみなされる）。

- 「虐待防止のための措置に関する事項」を運営規程に定めているが、定められているとおりの研修を実施していない。

- ① 運営規程に定める虐待防止のために講ずる措置を、規定通りに実施すること。
 - ア 虐待防止のための責任者が設置されていなかった。
 - イ 従業者全員に対する虐待防止の取り組みに関する研修が実施されていなかった。また、当該研修について、実施した内容が記録されていなかった。

- 適切に掲示がされていない。

- ① 事業所の見やすい場所に、次の事項が掲示されていなかったので、掲示を行うこと。
 - ア 運営規程の概要
 - イ 従業者の勤務の体制
 - ウ 協力医療機関
 - エ 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項

○食材料費、光熱水費及び（冬期）暖房費等の精算がされていない。

- ① 利用者から支払を受けている食材料費、光熱水費及び暖房費について、実費相当額の徴収しか認められないが、当該費用の精算行為を行っていない事例があった。
- ② 利用者から実際に徴収する費用と、運営規程や利用契約書上の利用料とが異なっていた。
- ③ 「利用者が希望する日用品費は、実費相当額を徴収」と定めているにもかかわらず、希望の有無に関係なく一律に月額〇〇円を徴収していた。
- ④ 暖房費を徴収しているが、利用契約書や運営規程には〇〇円と規定しているにもかかわらず、外泊日数に応じて、異なる金額を徴収していた。
- ⑤ 運営規程に「家賃月額２８，０００円」と規定しているが、これとは別に運営規程に記載がないにもかかわらず、あらかじめ住居に備え付けられている設備の料金として、別途月額〇〇円を徴収していた。
- ⑥ 食材料費として「夕食材料費 一食〇〇円(希望者)」と定めているが、当該費用の中に共有スペースの光熱水費が含まれていることが判明した。利用者からの徴収額は、実費相当額を下回っていたが、共有スペースの光熱水費は食材料費と区別されるべきものである。

各種加算の算定要件を満たしていない

- ・ 帰宅時支援加算（宿泊型自立訓練、共同生活援助）
- ・ 入院・外泊時加算（施設入所支援）
- ・ 夜間支援等体制加算（共同生活援助）

帰宅時支援加算の指導例

- ① 加算算定に必要な個別支援計画への支援内容等の位置付けがされていなかった。
- ② 同加算については、事業所が、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定できるが、支援の内容や家族等との連絡事項を把握できる記録がなかった。
また、必要に応じて共同生活援助計画の見直しを行う必要があることにも十分留意すること。

入院・外泊時加算の指導例

- ① 入院・外泊時加算（Ⅱ）については、８日を超えた日から８２日を限度として算定するものであるが、個別支援計画への支援内容等の位置付けがされていなかった。

夜間支援等体制加算の指導例

- ① 夜間支援従事者が、勤務実態として「夜勤」ではなく「宿直」であったのに、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定していた。
- ② 届出上は、夜間支援従事者の休憩時間が１時間となっているのに、実際の休憩時間が不明確であ

った。

- ③ 夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、夜間支援の内容を画一的に位置付けていた。
- ④ 夜間支援等体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）いずれの区分においても、利用者が帰省や外泊中のため支援が発生していない日についても、算定している事例があった。特に（Ⅲ）について多くこの事例が見られた。

〈 処遇改善加算の算定に係る留意点について 〉

処遇改善計画書（以下「計画書」という。）の届出内容に沿った実施・運用がされていない事例があります。

このことは、処遇改善加算の算定要件を満たさないこととなるため、今一度処遇改善等について計画書にのっとった実施・運用がなされているか確認をお願いします。

詳細は、平成29年7月14日付け旭指監第112号「処遇改善加算の算定に係る留意点について」でお知らせしているとおりです。

〈 定員の遵守について 〉

災害等やむを得ない場合を除き、定員超過は認められていないため、運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないことに留意してください。

入居定員を超えた場合、報酬算定できませんので留意してください。

詳細は、平成29年1月25日付け通知「指定障害福祉サービスにおける定員の遵守について」でお知らせしているとおりです。

〈 住居・居室の届出について 〉

設備要件を満たしているとして届出があり、当課が確認を終えた住居・居室でのみ、サービス提供を行うことになるます。

必ず、事前に届け出を行い、利用者の入居を行ってください。届出のない住居・居室でサービス提供を行っても、報酬算定できませんので留意してください。

〈 利用者の金銭管理について 〉

利用者から金銭の出納管理を依頼され行っている場合、出納管理に係る費用を徴収しない場合であっても、次の要件を満たすようにしてください。

- （１） 責任者及び補助者を選任し、印鑑と通帳を別々に保管すること。
- （２） 適切な管理が行われているかの確認を、複数の者により常に行うこと。
- （３） 個人別の出納台帳等を備えること。

なお、従業者等が個人的に利用者と金銭のやり取りをすることがないように十分留意してください。

〈 その他 〉

1 身体拘束等の適正化

身体拘束の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合は、基本報酬が減額されます（「身体拘束廃止未実施減算 5単位/日」の新設）。

【身体拘束等に係る記録とは～指定基準～】

- 拘束の態様及び時間
- その際の利用者の心身の状況
- 緊急やむを得ない理由

2 人員配置について

人員配置における各種経過措置がありますが、経過措置期間中に要件を満たせるように計画的に研修受講等に取り組んでください。

また、過去に勤務していた事業所が廃業したため、実務経験証明書が取得できないという事例があります。そのため、従業者が離職時に勤務証明書（実務経験証明書になるような）を発行するようよろしくお願いします。

3 障害者虐待の未然防止・早期発見について

養護者による虐待は減少傾向にある一方、施設従事者による虐待は増加傾向にあります。

施設従業者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは、通報義務に関する理解が浸透されつつある状況と解されますが、適切に虐待通報を行った職員等への不利益な取り扱い等がなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について周知徹底を図ると共に、管理者（虐待防止責任者）は障害者虐待防止等の研修を必ず受講し、従業者に対して、虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施してください。

なお、厚生労働省から「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」が発行されていますので、熟読の上、虐待防止等に取り組んでください。

4 NPO法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の納税義務について

国税庁から厚生労働省を通じて、障害福祉サービス事業を行う場合、原則、当該事業は法人税法上の収益事業に該当し、法人税の納税義務があることについての周知依頼がありましたので、お知らせします。

詳細は、平成29年7月31日付け事務連絡「NPO法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の納税義務について」のとおりです。

指 定 介 護 サ ー ビ ス 事 業 者 各 位
指 定 障 が い 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 等

旭 川 市 長 西 川 将 人
(福 祉 保 険 部 指 導 監 査 課 担 当)

処遇改善加算の算定に係る留意点について

今般、実地指導において処遇改善の状況を確認したところ、処遇改善計画書（以下「計画書」という。）の届出内容に沿った実施・運用がされていない事例がありました。

このことは、処遇改善加算の算定要件を満たさないこととなるため、各事業者におかれましては、今一度処遇改善等について計画書にのっとりた実施・運用がなされているか確認をお願いします。

なお、実地指導において確認された具体的事例を次のとおりお示しますので、確認の際の参考にしてください。

【具体的事例】

- 1 キャリアパス要件Ⅰについて、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を就業規則等で定めているにもかかわらず、当該規定を下回る賃金しか支給していない。

〔指導内容〕

介護職員（障がい福祉サービスにおける福祉職員を含む。以下「介護職員」という。）全員について、就業規則等に定めているとおりの内容で賃金が支払われているか自主点検し、支払われていなければ支払うこと。

- 2 キャリアパス要件Ⅰについて、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等要件の内容の一部として、職員能力評価を定めているにもかかわらず、当該評価を行わずに任用し、賃金を決定している。

〔指導内容〕

当該評価を実施し、就業規則等で定めているとおりの任用等要件及び賃金体系を適用すること。

- 3 キャリアパス要件Ⅱについて、「資格取得のための交通費、宿泊費を支給する。」としているところ、資格取得した職員がいることを把握していたにもかかわらず、当該職員から申し出がなかったことを理由に、支給していない。

〔指導内容〕

今一度全ての介護職員に周知を徹底するとともに、該当職員に交通費等を支給すること。

- 4 キャリアパス要件Ⅱについて、資質向上の目標として、「職員の資質向上を図るために、資格取得向上を目指す。」としているにもかかわらず、職員から資格取得をしたいという申し出がないことを理由に、具体的な支援を実施していない。

〔指導内容〕

「資格取得向上」について、事業者として資格取得の奨励などの取組を実施すること。

- 5 キャリアパス要件Ⅲの昇給の仕組みとして、資格に応じた昇給を行うと就業規則等で規定しているにもかかわらず、該当者について昇給が図られていない。

〔指導内容〕

介護職員全員について、就業規則等に定めているとおりの内容で賃金が支払われているか自主点検し、支払われていなければ支払うこと。

- 6 職場環境等要件のうち、実施しているとして届け出た事項を実施していない。

〔指導内容〕

届出をした事項について、実施すること。

【担当】

福祉保険部指導監査課

TEL：0166－26－1111

（介護担当）内線 5119, 5121

（障がい担当）内線 5118, 5129

各指定障害福祉サービス事業者等 様

旭川市福祉保険部指導監査課長

指定障害福祉サービスにおける定員の遵守について（通知）

利用定員については、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第19号、以下「指定基準条例」という。）等において遵守することとされているところですが、1日当たりの利用者の数が恒常的に利用定員を超えてサービス提供を行っている事例が散見されていますので、次のとおり利用定員を遵守するよう留意してください。

なお、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありませんので、その場合、本課にご相談ください。

1 定員遵守が求められているサービス

療養介護，生活介護，短期入所，施設入所支援，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，共同生活援助

2 定員超過利用減算との関係

指定基準条例の定員遵守規定は、原則として、運営規程において定める利用定員を超えた利用者の受入を禁止しているものです。

しかし、1日当たりの利用者の数が利用定員を上回る利用者を利用させている等のいわゆる定員超過利用については、定員超過利用減算にならない範囲の定員超過利用について、「適正なサービスの提供が確保されていることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能」としているところですので、利用者の受入に当たっては十分留意してください。

なお、これらのやむを得ない事情に該当しないにもかかわらず、利用定員を超えて受け入れている場合は、基準違反となることから、恒常的に定員超過している場合は、利用定員を遵守した受入とするか、利用定員の増（定員増に対応した設備や人員、サービス内容が確保されている場合に限る。）を行うなど、その解消に努めてください。

3 共同生活援助（グループホーム）における定員超過について

共同生活援助については、災害等やむを得ない場合を除き、定員超過は認められていないため、運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないことに留意してください。

【問合せ先】

福祉保険部指導監査課 障害担当

TEL 0166-26-1111(内線5118, 5129)

FAX 0166-25-9090

E-mail shido-syougai@city.asahikawa.hokkaido.jp

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 31 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

NPO法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の
法人税の納税義務について

日頃より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

先般、国税庁より、NPO法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業を行う場合、原則、当該事業は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）上の収益事業に該当し、法人税の納税義務があることについて、改めて示されたところです（下記URL参照）。

これを受けて、国税庁から当省に対して、関係団体への周知依頼がありましたので、周知いたします。つきましては、管内市町村及び関係団体等に対して周知をお願いいたします。

<参考>

国税庁ホームページ

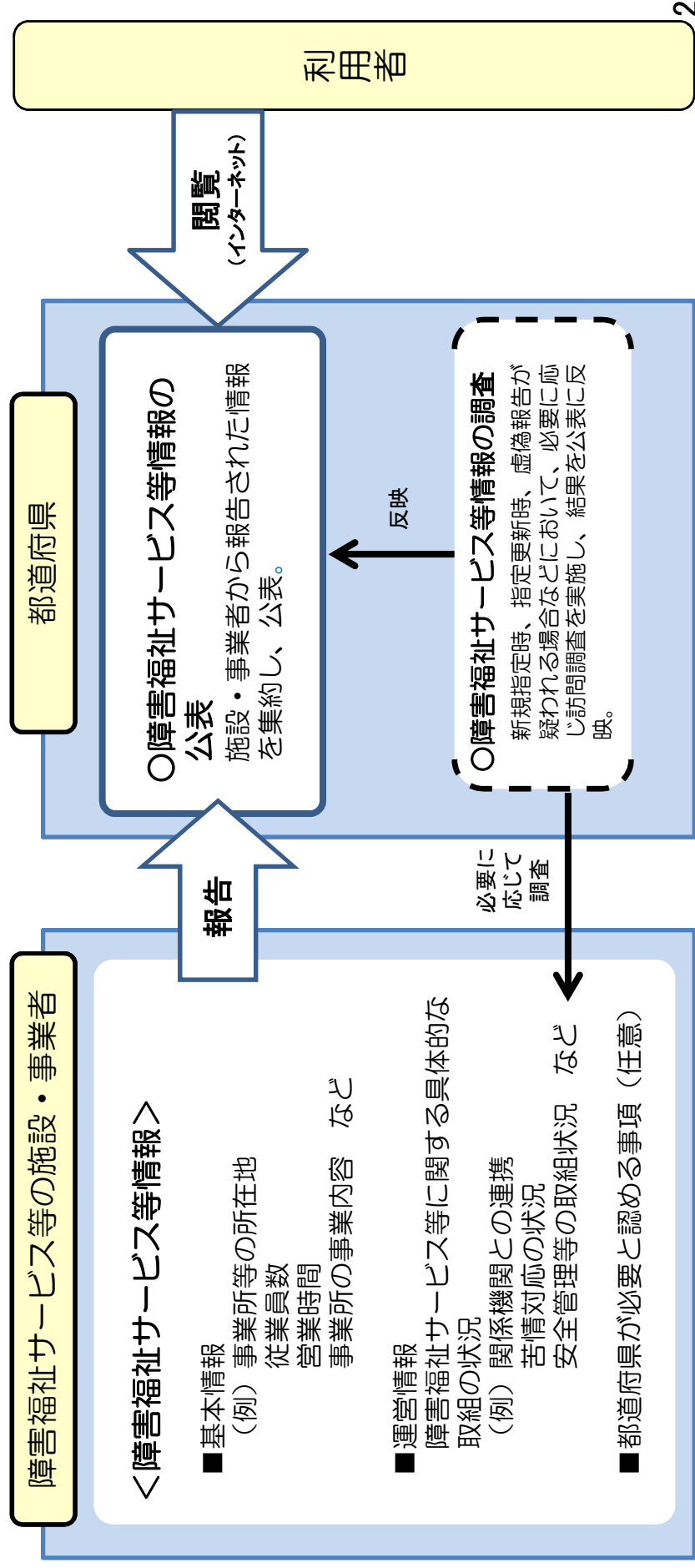
（NPO法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の納税義務について）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/21/18.htm>

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することと求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



2. 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

- ※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報は、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。
 ※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報は、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

	都道府県	指定都市	中核市
障害者サービス	指定障害福祉サービス	○	○
	指定障害者支援施設	○	○
	指定地域相談支援	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○
障害児サービス	指定障害児入所施設等	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	×(※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○

3. 公表対象となる事業者

- ① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。
 ② 当年度中に下記に記載のサービスのサービスを受けて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業員数、サービスの内容等の基本的な情報。
「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

主な報告・公表事項	
法 人	事業所等
①基本情報	○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	○ サービスを提供する事業所等に関する事項 ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等
	○ サービスに従事する従業者に関する事項 ・ 従業員数、勤務形態、労働時間、経過年数 等
	○ サービスの内容に関する事項 ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等
	○ 利用料等に関する事項 など
	○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他（従業員の研修の状況等） など
②運営情報	

5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

(1) 障害福祉サービス等情報の報告時期

- ・ 指定障害福祉サービス等事業者（以下「事業者」という。）は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。

(2) 障害福祉サービス等情報の報告方法

- ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
- ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム（仮称）」を立ち上げる予定。
- ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。

※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

(1) 障害福祉サービス等情報の公表時期

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。

※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。

(2) 障害福祉サービス等情報の公表方法

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム（仮称）」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査（調査結果に基づき改善命令、命令に従わない場合の指定取消）等

7. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)

	平成29年度				平成30年度					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
(独)福祉医療機構			都道府県・事業者へ システム利用に係る ID等の発行							
				システム改修等	試行運用	システム運用				
都道府県 (指定都市・中核市を含む)				システムに都道府県の メールアドレス登録				受理・確認		
事業者				システムに事業者の メールアドレス登録				都道府県等へ報告		
障害福祉サービス等情報の公表開始										

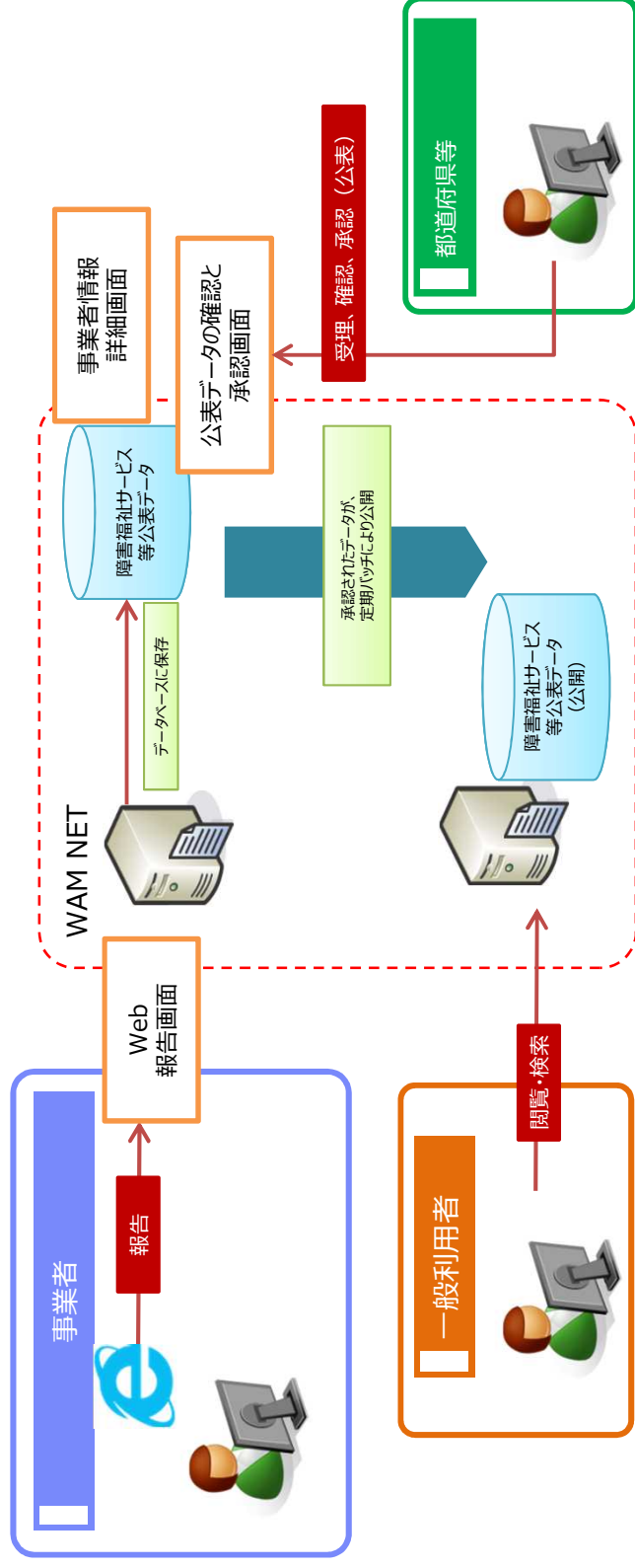
※ スケジュールについては、今後変更がありうる。

【参考】 障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)の概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



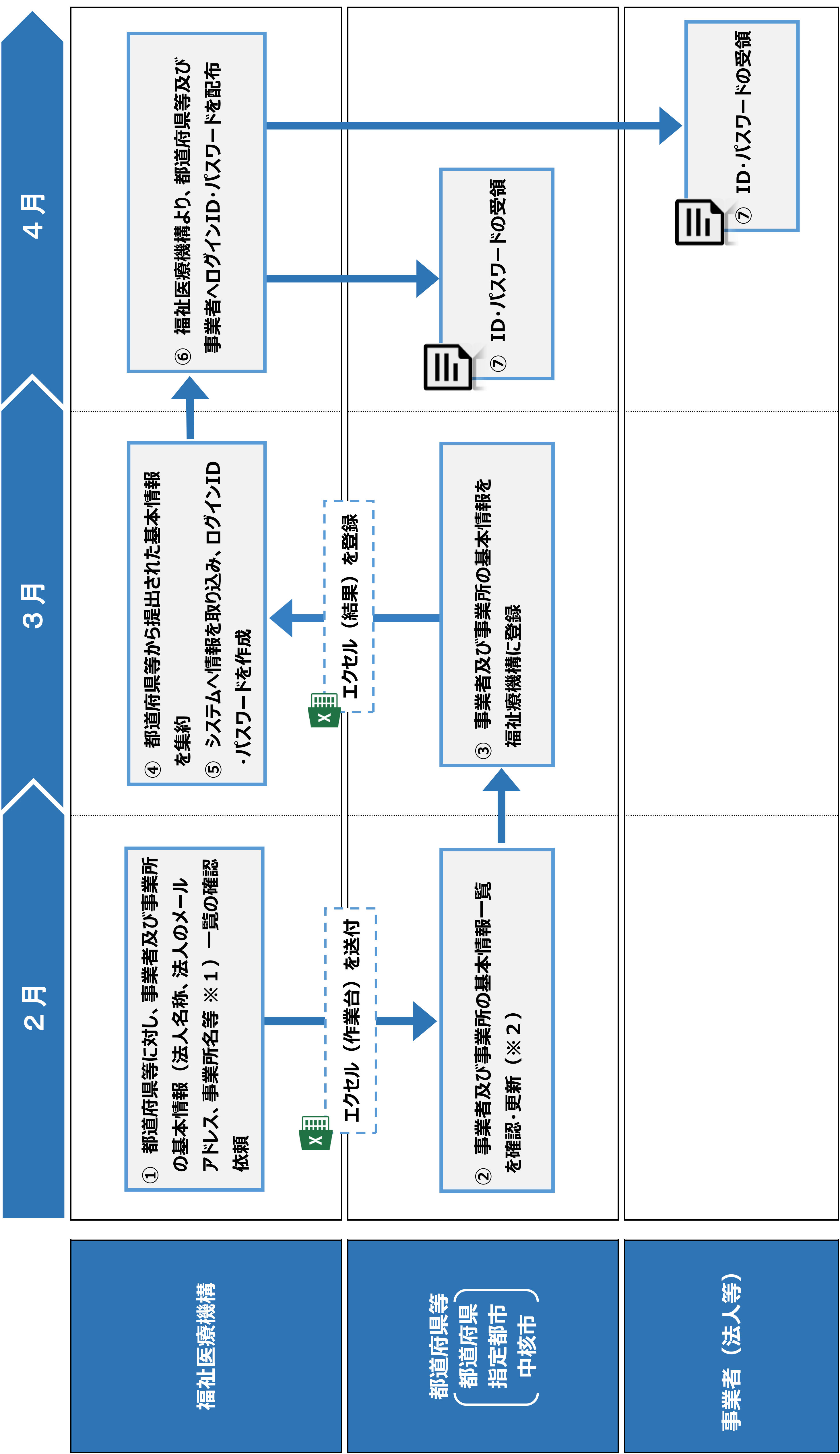
障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項(案)について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)							
別表第一	基本情報							
一 事業所等を運営する法人等に関する事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項							
イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先 <table border="1"> <tr><td>・法人等の種類</td></tr> <tr><td>・法人等の名称</td></tr> <tr><td>・法人番号</td></tr> <tr><td>・法人等の主たる事務所の所在地(〒)</td></tr> <tr><td>・電話番号</td></tr> <tr><td>・FAX番号</td></tr> <tr><td>・ホームページ(URL)</td></tr> </table>	・法人等の種類	・法人等の名称	・法人番号	・法人等の主たる事務所の所在地(〒)	・電話番号	・FAX番号	・ホームページ(URL)
・法人等の種類								
・法人等の名称								
・法人番号								
・法人等の主たる事務所の所在地(〒)								
・電話番号								
・FAX番号								
・ホームページ(URL)								
ロ 法人等の代表者の氏名及び職名	法人等の代表者の氏名及び職名 <table border="1"> <tr><td>・氏名</td></tr> <tr><td>・職名</td></tr> </table>	・氏名	・職名					
・氏名								
・職名								
ハ 法人等の設立年月日	法人等の設立年月日							
ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス	法人等が都道府県内で実施するサービス <table border="1"> <tr><td>・サービスの種類</td></tr> <tr><td>・か所数</td></tr> <tr><td>・主な事業所等の名称</td></tr> <tr><td>・所在地</td></tr> </table>	・サービスの種類	・か所数	・主な事業所等の名称	・所在地			
・サービスの種類								
・か所数								
・主な事業所等の名称								
・所在地								
ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項								
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項							
イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 <table border="1"> <tr><td>・事業所等の名称</td></tr> <tr><td>・事業所等の所在地</td></tr> <tr><td>・市区町村コード</td></tr> <tr><td>・電話番号</td></tr> <tr><td>・FAX番号</td></tr> <tr><td>・E-mail</td></tr> <tr><td>・ホームページ(URL)</td></tr> </table>	・事業所等の名称	・事業所等の所在地	・市区町村コード	・電話番号	・FAX番号	・E-mail	・ホームページ(URL)
・事業所等の名称								
・事業所等の所在地								
・市区町村コード								
・電話番号								
・FAX番号								
・E-mail								
・ホームページ(URL)								
ロ 事業所番号	従たる事業所の有無 <table border="1"> <tr><td>所在地</td></tr> </table> 指定事業所番号	所在地						
所在地								
ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名	事業所等の管理者の氏名及び職名 <table border="1"> <tr><td>・氏名</td></tr> <tr><td>・職名</td></tr> </table>	・氏名	・職名					
・氏名								
・職名								
ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日 <table border="1"> <tr><td>・事業の開始(予定)年月日</td></tr> <tr><td>・指定の年月日</td></tr> <tr><td>・指定の更新年月日</td></tr> </table>	・事業の開始(予定)年月日	・指定の年月日	・指定の更新年月日				
・事業の開始(予定)年月日								
・指定の年月日								
・指定の更新年月日								
ホ 事業所等までの主な利用交通手段	事業所等までの主な利用交通手段							
ヘ 事業所等の財務状況	事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) <table border="1"> <tr><td>・事業活動計算書(損益計算書)</td></tr> <tr><td>・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)</td></tr> <tr><td>・貸借対照表(バランスシート)</td></tr> </table>	・事業活動計算書(損益計算書)	・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)	・貸借対照表(バランスシート)				
・事業活動計算書(損益計算書)								
・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)								
・貸借対照表(バランスシート)								
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者 サービス別の項目							

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)									
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項									
イ 職種別の従業者の数 ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等	職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等 <table border="1"> <tr><td>・実人数</td></tr> <tr><td>・職種</td></tr> <tr><td>・常勤換算人数</td></tr> <tr><td>・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数</td></tr> <tr><td>・福祉・介護職員の常勤換算人数</td></tr> <tr><td>・利用実人員</td></tr> <tr><td>・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数</td></tr> <tr><td>・資格等を有している従業者の数</td></tr> <tr><td>・管理者の他の職務との兼務の有無</td></tr> </table>	・実人数	・職種	・常勤換算人数	・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数	・福祉・介護職員の常勤換算人数	・利用実人員	・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数	・資格等を有している従業者の数	・管理者の他の職務との兼務の有無
・実人数										
・職種										
・常勤換算人数										
・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数										
・福祉・介護職員の常勤換算人数										
・利用実人員										
・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数										
・資格等を有している従業者の数										
・管理者の他の職務との兼務の有無										
ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等	従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等 <table border="1"> <tr><td>・前年度の採用者数</td></tr> <tr><td>・前年度の退職者数</td></tr> <tr><td>・業務に従事した経験年数別の人数</td></tr> </table>	・前年度の採用者数	・前年度の退職者数	・業務に従事した経験年数別の人数						
・前年度の採用者数										
・前年度の退職者数										
・業務に従事した経験年数別の人数										
ニ 従業者の健康診断の実施状況	従業者の健康診断の実施状況									
ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況	従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の実施状況 <table border="1"> <tr><td>・研修実施計画の有無</td></tr> <tr><td>・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況</td></tr> <tr><td>・意思決定支援に関する研修の実施状況</td></tr> <tr><td>・従業者に対する虐待防止研修の実施状況</td></tr> <tr><td>・喀痰吸引等研修の修了者数</td></tr> <tr><td>・強度行動障害支援者養成研修の修了者数</td></tr> <tr><td>・行動援護従業者養成研修課程の修了者数</td></tr> </table>	・研修実施計画の有無	・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況	・意思決定支援に関する研修の実施状況	・従業者に対する虐待防止研修の実施状況	・喀痰吸引等研修の修了者数	・強度行動障害支援者養成研修の修了者数	・行動援護従業者養成研修課程の修了者数		
・研修実施計画の有無										
・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況										
・意思決定支援に関する研修の実施状況										
・従業者に対する虐待防止研修の実施状況										
・喀痰吸引等研修の修了者数										
・強度行動障害支援者養成研修の修了者数										
・行動援護従業者養成研修課程の修了者数										
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目									
四 サービスの内容に関する事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項									
イ 事業所等の運営に関する方針	事業所等の運営に関する方針									
ロ 当該報告に係るサービスの内容等	サービスを提供している日時 <table border="1"> <tr><td>・事業所の営業時間</td></tr> <tr><td>・利用可能な時間帯</td></tr> <tr><td>・サービス提供所要時間</td></tr> </table>	・事業所の営業時間	・利用可能な時間帯	・サービス提供所要時間						
・事業所の営業時間										
・利用可能な時間帯										
・サービス提供所要時間										
	事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域									
	サービスの内容等 <table border="1"> <tr><td>・主たる対象とする障害の種類</td></tr> <tr><td>・利用者の送迎の実施</td></tr> <tr><td>・協力医療機関</td></tr> <tr><td>・利用定員</td></tr> <tr><td>・利用実人員</td></tr> <tr><td>・サービス等報酬の加算状況</td></tr> <tr><td>・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制</td></tr> </table>	・主たる対象とする障害の種類	・利用者の送迎の実施	・協力医療機関	・利用定員	・利用実人員	・サービス等報酬の加算状況	・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制		
・主たる対象とする障害の種類										
・利用者の送迎の実施										
・協力医療機関										
・利用定員										
・利用実人員										
・サービス等報酬の加算状況										
・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制										
	サービスを提供する事業所、設備等の状況 <table border="1"> <tr><td>・建物の構造</td></tr> <tr><td>・送迎車両の有無</td></tr> <tr><td>・便所の設置数</td></tr> <tr><td>・浴室の設備の状況</td></tr> <tr><td>・消火設備等の状況</td></tr> <tr><td>・防犯システム、機器の状況</td></tr> <tr><td>・バリアフリーの対応状況</td></tr> <tr><td>・福祉用具の設置状況</td></tr> </table>	・建物の構造	・送迎車両の有無	・便所の設置数	・浴室の設備の状況	・消火設備等の状況	・防犯システム、機器の状況	・バリアフリーの対応状況	・福祉用具の設置状況	
・建物の構造										
・送迎車両の有無										
・便所の設置数										
・浴室の設備の状況										
・消火設備等の状況										
・防犯システム、機器の状況										
・バリアフリーの対応状況										
・福祉用具の設置状況										

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)	
ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績 ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況 ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項 ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等 ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等 チ その他サービスの種類に応じて必要な事項		障害福祉サービス等の利用者への提供実績 ・利用者的人数(区分別) 利用者等からの苦情に対する窓口等の状況 ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み ・損害賠償保険の加入状況 障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等 ・その内容 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等 ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見等を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 サービス別の項目	
五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項		5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項	
		障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用 ・利用者を選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者を選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況	
六 その他都道府県知事が必要と認める事項			
別表第二		運用情報	
第一 サービスの内容に関する事項		6. 事業所等運営の状況	
一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置 イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置 相談、苦情等の対応のための取組の状況 四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置 イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 イ 相談支援専門員等との連携の状況 ロ 主治の医師等との連携の状況		(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項 障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置 ・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 相談、苦情等の対応のために講じている措置 ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置 ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 ・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項 一 適切な事業運営の確保のために講じている措置 イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ロ 計画的な事業運営のための取組の状況 ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 安全管理及び衛生管理のための取組の状況 四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況 ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況 五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置 イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項 適切な事業運営の確保のために講じている措置 ・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ・計画的な事業運営のための取組の状況 ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 ・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 ・安全管理及び衛生管理のための取組の状況 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 ・個人情報の保護の確保のための取組の状況 ・サービスの提供記録の開示の実施の状況 障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置 ・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	



※ 1 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されている各都道府県管轄の事業所の直近データ

※ 2 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されている各都道府県管轄の事業所の直近データを確認
なお、現行の事業所検索システムに登録されていない障害児サービスの基本情報については新規に登録

（参考）平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料2

